

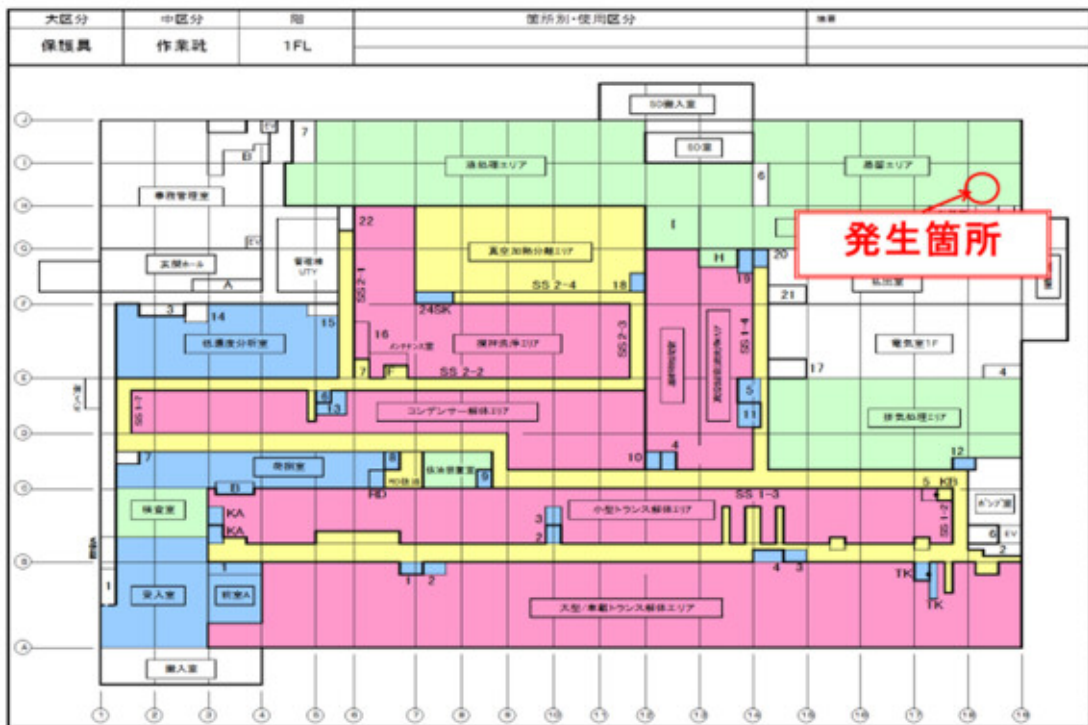
平成31年1月に発生したトラブル事象について（1/1）

		区分Ⅳ
件名	第2TCB 除去塔塔底ポンプ吸込みバルブ開放操作中に指を切創	
発生日時	平成31年1月8日(火) 16時52分頃	
発生場所	当初処理施設1階 蒸留エリア内 第2TCB 除去塔塔底ポンプ周り(管理区域レベル1)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>【概要】 第2TCB 除去塔は、真空超音波洗浄・攪拌洗浄に使用された数ppmの PCB を含む洗浄溶剤を第2蒸留塔でPCB 除去した後、更にTCB(トリクロロベンゼン)を取り除く蒸留設備である。今回の事象は、設備の点検補修により停止していた第2TCB 除去塔の立上げのため、運転会社である室蘭環境プラントサービス(株)(略称「MEPS」)の作業員が閉止していた塔底ポンプの吸込みバルブを開放していた際に発生した。被災者はハンドル廻しを使用して両手でバルブを開ける作業を行っていたが、ハンドルを回した際にハンドル廻しがバルブから外れてしまい、その反動で右手の薬指が近傍の別のバルブのスピンドルに接触し 1.5cm程度切創したもの。被災した職員は48歳。液処理グループの作業員で、MEPS 入社後の経験年数は6年。</p> <p>【時系列】(時刻は頃) 1/8 16:40 第2TCB 除去塔の立上げ作業のミーティングを開始。(人員配置を決定) 16:50 作業員1名が現場に到着。(バルブ操作作業は1人作業) 16:52 第2TCB 除去塔立上げのため、塔底ポンプ吸込バルブをハンドル廻しを用いて開けようとしたところ、ハンドル廻しが外れてしまい、持っていた右手の薬指が近くにある別のバルブのスピンドルに接触し切創した。作業員より中制班長及び副作業長に連絡。副作業長から運転副部長及び安全環境部長に連絡。 16:56 処理棟から管理棟へ移動。副作業長は切創個所の応急手当を開始。 17:10 運転副部長より JESCO 副所長及び安全対策課長へ連絡。 17:50 日鋼記念病院に搬送(18:00 到着)。 18:45 診察開始。消毒と止血を実施。縫合はなく絆創膏での処置。翌朝出血が無ければ再診の必要なしとの診断。 21:45 帰社し仕事に復帰。 1/9 当該作業員は休暇であるが、絆創膏を外しても出血はないとの報告があった。</p>	
事象による影響 (安全への配慮)	当該作業員へのPCB等の接触はなく、操業への影響もなかった。	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 綿手袋、インナー手袋のみでは、手の保護が不十分だった。 ・ バルブにかけたハンドル廻しの掛かりが甘かった可能性がある。 ・ ハンドル廻しが外れる方向に危険な突起物(バルブのスピンドル)があった。 	
再発防止対策 ・水平展開	<p>人力でハンドルが回らない又は手閉めでは液の流れが完全に止まらない場合には、下記の注意事項を厳守し、ハンドル廻しを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 綿手袋、インナー手袋の上に皮手袋を装着して操作する。 ・ ハンドルに対し、水平にハンドル廻しを掛ける。 ・ ハンドル廻しが外れた場合に突起物に当たらない立ち位置で操作する。ただし、どこに立っても突起物に当たる可能性がある場合には、緩衝材等で保護する。 <p>尚、上記についての教育を1/10～18の間に実施した。</p>	
連絡・公表の 状況	<p>【事象区分の判断】 通達連絡・公表基準に基づく、区分Ⅳ(微傷災害:区分Ⅰ～Ⅲに該当しない軽微な労働災害)に該当。</p> <p>【対外対応】 1/9(水) 9:05～9:20 道庁・循環型社会推進課、胆振総合振興局・環境生活課、室蘭市・環境課、(9:05 JESCO本社)、室蘭労働基準監督署に電話第一報連絡。 1/10(月) 10:15～11:30(現場10:20～10:50)胆振・3名及び室蘭市・2名による環境保全協定に基づく立ち入り検査を受検。 15:30 室蘭労働基準監督署・第3方面監督官に事象概要を提出。 【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、2/12に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。</p>	

件名 第2TCB 除去塔塔底ポンプ吸込みバルブ開放操作中に指を切創

図・写真

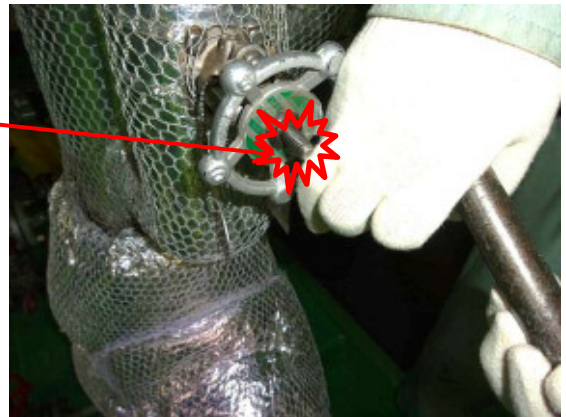
当初処理施設 1F 管理区域図



バルブ開放作業状況



上部バルブのスピンドルに接触し、切創



ハンドル廻し



突起物を緩衝材で保護

